

三田市手数料条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(15) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(15) 省略</p> <p><u>(15)の2 個人番号通知カードの再交付手数料(個人番号通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)</u> 1枚につき 500円</p> <p>以下省略</p>

三田市手数料条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(14) 省略</p> <p><u>(15) 住民基本台帳カードの交付手数料(満70歳以上の者に対する交付を除く。)</u> 1枚につき 500円</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(14) 省略</p> <p><u>(15) 個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)</u> 1枚につき 800円</p> <p>以下省略</p>